

第 1 号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和 5 年 11 月 27 日

国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課長 殿

照会者名： XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

住所： XX

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

本照会書 2. 記載の当社及び当社がドライバーの派遣を受ける派遣会社の事業活動が貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する「一般貨物自動車運送事業」及び同法第 2 条第 3 項に規定する「特定貨物自動車運送事業」に該当し、貨物自動車運送事業法上の許可を必要とするか。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

当社は、小学校及び中学校に給食を提供するための学校給食共同調理場の運営業務、より具体的には食材調達補助業務、食材検収補助業務、調理業務、配送・回収業務、洗浄等処理業務、廃棄物処理業務、運営備品保守管理業務、配送車維持管理業務、衛生管理業務、食育・喫食促進支援業務、広報支援業務等を受託いたします。かかる運営業務に

においては、学校給食共同調理場における給食の調理が中心的な業務となりますが、その一環として、配送対象となる各学校に給食をコンテナに積み込み配送し、かつ、かかるコンテナを回収する業務が発生します。

かかる配送・回収においては、当社は、リース会社より自社が賃借人となるリース契約を締結し、配送車を調達したうえで、派遣会社と労働者派遣契約を締結し、当該派遣契約により派遣された派遣社員がドライバーとなり、学校給食共同調理場から各学校へのコンテナ（給食）の配送及び各学校からのコンテナの回収を行います。かかる配送・回収においては、当社が、その配送・回収の具体的な業務内容を指示するものであり、ドライバーは当社の指示に従って、配送車の運転業務を行います。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業については、貨物自動車運送事業の許可等が必要となり、当該事業に該当するかどうかは、個別の運送形態を踏まえて、実質的に判断することとなるといえます。

本照会書2. 記載の事実においては、当社の行う配送・回収業務は、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合であるといえ、当該運送行為が調理業務などの主要業務の過程に包摂しているものと認められ、当社として、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないと考えます。

さらに、当社は労働者派遣契約に基づきドライバーの派遣を受けて、当社がリースにより調達（賃借）し、当社が管理する車両を用いて当社が調理した給食等をコンテナに積み込み運搬し、また、そのコンテナを回収するものであります。かかる行為について、当社が派遣会社に支払う労働者派遣契約に基づく対価は、運転役務の提供に対する報酬であって、貨物運送の対価としての「有償性」はないといえます。また、ドライバーの派遣を受けて、当社の指示に従って、当該ドライバーが給食等の配送・回収を行うことは、自動車の提供と共に行われる運送でないことから、運送行為は成立しないと考えられます。そのため、照会法令（貨物自動車運送事業法第2条第2項、第3項）の適用対象とならず、当社がドライバーの派遣を受ける派遣会社においても、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないと考えます。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

延期を希望しません。

5. 連絡先

照会者

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]